令和5年3月1日

議 案

3 月 定 例 会 議

議案第51号

常総市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

常総市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法(昭和22年法律第67 号)第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和5年3月1日 提出

常総市長 神達岳志

提案理由

本案は、投票管理者、投票立会人等の選挙に係る非常勤特別職の報酬額に係る 規定の整備を行うため、これを提出する。

常総市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例

常総市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年水海道市条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表第2期日前投票立会人の項中「ただし、立会い時間が6時間以内のときは、4、800円」を削り、同表に備考として次のように加える。

備考 投票管理者,投票立会人,期日前投票管理者,期日前投票立会人,開票管理者,開票立会人,選挙長又は選挙立会人の職にある者(以下「投票管理者等」という。)の職務従事時間数(投票管理者等が現に職務に従事した時間数をいう。以下同じ。)が職務遂行時間数(投票管理者等の職務の遂行に要する時間として選挙管理委員会が別に定める時間数をいう。以下同じ。)に満たない場合における報酬の額は、この表の規定にかかわらず、同表に規定する報酬の額に、職務従事時間数を職務遂行時間数で除して得た数を乗じて得た額とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第52号

常総市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例について

常総市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和5年3月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、特定教育・保育施設等の運営に関する基準を定める内閣府令が改正されたことに伴い、条例中の規定を府令と同様の内容に改めるため、これを提出する。

常総市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例

常総市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年常総市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。 第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、同号イ(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。 第26条を次のように改める。

第26条 削除

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第

1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第26条の改正規定は、 公布の日から施行する。

議案第53号

常総市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例について

常総市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和5年3月1日 提出

常総市長 神達岳志

提案理由

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める厚生労働省令が改正されたことに伴い、条例中の規定を省令と同様の内容に改めるため、これを提出する。

常総市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

常総市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26 年常総市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「次条第1項」の次に「,第7条の3第2項」を加える。 第7条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

- 第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、 前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が 図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知し なければならない。
- 4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

- 第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。
- 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及 びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外 の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児 の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行する

ときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する 装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に 限る。)を行わなければならない。

第10条中「ときは」の次に「, その行う保育に支障がない場合に限り」を加え, 同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「,職員に対し,感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置(以下この項において「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

議案第54号

常総市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

常総市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和5年3月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める厚生労働省令が改正されたことに伴い、条例中の規定を省令と同様の内容に改めるため、これを提出する。

常総市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

常総市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年常総市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

- 第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他の放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携 が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知 しなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

- 第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。
- 第10条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を加える。
 - 第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「,職員に対し,感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間,この条例の規定による改正後の第6条の2の規定の適用については,同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と,同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と,同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

議案第55号

常総市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について

常総市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和5年3月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、子ども・子育て支援法の改正に伴う規定の整理その他所要の改正を行うため、これを提出する。

常総市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

常総市子ども・子育て会議条例(平成25年常総市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に、「「会議」」を「「子ども・子育て会議」」に改める。

第2条中「会議」を「子ども・子育て会議」に、「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

第3条第1項,第4条第1項並びに第5条第1項及び第3項中「会議」を「子ども・子育て会議」に改める。

第6条第1項中「会議」を「子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)」に改め、同条第2項中「会議は」を「子ども・子育て会議は」に改め、同条第3項中「会議」を「子ども・子育て会議」に改める。

第7条中「会議」を「子ども・子育て会議」に改める。

第8条中「会議の」を「子ども・子育て会議の」に改める。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第56号

常総市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

常総市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和5年3月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、健康保険法施行令の改正に伴い、出産育児一時金の額を引き上げる改正を行うため、これを提出する。

常総市国民健康保険条例の一部を改正する条例

常総市国民健康保険条例(昭和52年水海道市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「408,000円」を「488,000円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第7条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の 出産について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金の支給については、 なお従前の例による。

議案第57号

常総市道の駅地域振興施設の設置及び管理に関する条例の一部を改 正する条例について

常総市道の駅地域振興施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 を次のように定めたいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第 1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和5年3月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、道の駅の位置を改めるほか、道の駅に設置した電気自動車用急速充電器の利用に係る料金を定める等の改正を行うため、これを提出する。

常総市道の駅地域振興施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

常総市道の駅地域振興施設の設置及び管理に関する条例(令和3年常総市条例 第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「常総インターチェンジ周辺地区土地区画整理事業施行地区内保留地6街区3画地外」を「常総市むすびまち1番地」に改める。

第9条第1項中「有料施設」の次に「(電気自動車用急速充電器を除く。)」 を加える。

第14条第1項中「利用者」の次に「(電気自動車用急速充電器を利用しようとする者を含む。)」を加える。

第15条中「利用料金」の次に「(電気自動車用急速充電器に係る利用料金を除く。)」を加える。

別表広場の部の次に次のように加える。

電気自動車用	1回(3	1,500円に消費税法(昭	
急速充電器	0 分以	和63年法律第108号)の	
	内)	規定により課されるべき消費	
		税に相当する額及び地方税法	
		(昭和25年法律第226	
		号) 第2章第3節の規定によ	
		り課されるべき地方消費税に	
		相当する額を加算した額	

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2号の改正規定は、常総市常総インターチェンジ周辺地区土地区画整理組合に係る土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行する。

議案第58号

指定管理者の指定に係る議決事項の変更について

次のとおり指定管理者の指定に係る議決事項を変更したいので、地方自治法 (昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年3月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

- 1 指定する団体
 - (1) 変更前 静岡県熱海市上多賀686番地 株式会社TTC 代表取締役 河越 康行
 - (2) 変更後 TTCグループ

代表団体 静岡県熱海市上多賀686番地 株式会社TTC 代表取締役 河越 康行

構成団体 茨城県常総市水海道橋本町3600番地2 株式会社COLLECT 代表取締役 河越 敬仁

提案理由

本案は、令和3年11月定例会議において議決を経た常総市道の駅地域振興施設における指定管理者について、指定団体を変更するため、これを提出する。

議案第59号

常総市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について

常総市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように 定めたいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の 規定により議会の議決を求める。

令和5年3月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、公共下水道事業における受益者負担金等を賦課する区域について、新たに中妻町の一部を水海道第4負担区として加えるため、これを提出する。

常総市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

常総市下水道事業受益者負担に関する条例(平成17年水海道市条例第129 号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「水海道第3負担区」を「水海道第3負担区・水海道第4負担 区」に改める。

附則

この条例は,公布の日から施行する。

議案第60号

市道の路線の廃止について

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定により次の路線を 廃止したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和5年3月1日 提出

常総市長 神達岳志

記

路線名	起点	終点
西302	杉山1156-1	杉山1136

提案理由

本案は、杉山地内の路線について、隣接する民有地と一体となり、道路として の機能を有しておらず、当該路線に隣接する土地の所有者から払下げの要望があ ることから、その認定を廃止するため、これを提出する。

議案第61号

市道の路線の廃止について

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定により次の路線を 廃止したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和5年3月1日 提出

常総市長 神達岳志

記

路線名	起点	終点
西671	古間木1864-1	古間木1866

提案理由

本案は、古間木地内の路線について、隣接する民有地と一体となり、道路としての機能を有しておらず、当該路線に隣接する土地の所有者から払下げの要望があることから、その認定を廃止するため、これを提出する。

議案第62号

市道の路線の変更について

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和5年3月1日 提出

常総市長 神達岳志

記

路線名	起点	終点	
平 6 7 0	旧 古間木1862-2	旧 古間木1864-2	
西670	新 古間木1861-1	新 古間木1864-2	

提案理由

本案は、古間木地内の路線について、隣接する民有地と一体となり、道路としての機能を有しておらず、当該路線に隣接する土地の所有者から土地の交換及び路線の付け替えの要望があることから、その起点を変更するため、これを提出する。